



ARIB STD-T111

79GHz帯高分解能レーダー

79 GHz BAND HIGH-RESOLUTION RADAR

標準規格

ARIB STANDARD

ARIB STD-T111 1.1版

平成24年12月18日 策定
平成29年 3月24日 1.1改定

一般社団法人 電波産業会

Association of Radio Industries and Businesses

まえがき

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者、利用者等の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備及び放送設備の適正品質並びに互換性の確保等を図り、かつ、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者、利用者等の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「79GHz 帯高分解能レーダー」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者、利用者等の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

注意：

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表 1 及び別表 2 に掲げる権利は、別表 1 及び別表 2 に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、別表 1 の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表第 1 に掲げる権利の実施を許諾し、別表 2 の場合には適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表 2 に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

目次

まえがき	
第1章 一般事項	1
1.1 概要	1
1.2 適用範囲	1
1.3 準拠文書	1
第2章 無線設備を用いた標準システム	3
2.1 標準システムの構成	3
2.2 標準システムの運用形態	3
第3章 無線設備の技術的条件	5
3.1 一般条件	5
3.1.1 レーダー方式	5
3.1.2 電波の型式	5
3.1.3 周波数	5
3.2 送信装置	5
3.2.1 空中線電力	5
3.2.2 空中線電力の許容偏差	5
3.2.3 周波数の許容偏差	5
3.2.4 占有周波数帯幅の許容値	5
3.2.5 不要発射の強度の許容値	5
3.3 受信装置	6
3.3.1 副次的に発する電波等の限度	6
3.4 制御装置	6
3.4.1 混信防止機能	6
3.5 空中線	6
3.5.1 空中線の構造	6
3.5.2 空中線の利得	6
3.5.3 空中線の偏波面	7
3.5.4 空中線の使用区分	7
3.6 筐体	7
3.7 技術基準適合証明等に係る無線設備の適合表示	7
第4章 測定法	9
4.1 送信装置	9
4.1.1 周波数の偏差	9
4.1.2 占有周波数帯幅	9

ARIB STD-T111

4.1.3 空中線電力の偏差	9
4.1.4 不要発射の強度	9
4.2 受信装置	9
4.2.1 副次的に発する電波等の限度	9
第5章 用語	11

改定履歴